

## ホームページ作成・更新に関する運用規定

平成 23 年 6 月  
南足柄市立岡本小学校

1. この規定は南足柄市立岡本小学校(以下「本校」という)におけるホームページ作成に関し、南足柄市教育委員会が定める「資料1 南足柄市立学校インターネット利用ガイドライン」を基に、本校に必要な項目を定めるものとする。
2. 本校のホームページの管理責任者は学校長、管理補助者を教頭とする。管理責任者及び管理補助者はホームページに掲載された情報について責任を負う。
3. 学校長はホームページ作成・更新の適正を図るため、別に定める校務分掌の「情報管理」担当者の内から取扱責任者を置く者とする。
4. 校務分掌「情報管理」担当者は、本校教職員及び、PTA の意見を採り入れながら、学校ホームページを作成・更新する。
  - ① インターネットに公開するホームページには、著作権表示を明確にし、ページの無断使用等については、禁止する旨をホームページ上に明記する。
  - ② ホームページには、情報発信が本校の運用規定に基づいたものであることを明記する。
  - ③ ホームページに掲載した内容について、本人、保護者、関係者から内容の訂正又は削除の要請、著作権侵害の指摘を受けた場合は、管理責任者の指示により速やかに対応する。
  - ④ ホームページ作成・更新にあたっては、「著作権法」等に照らし、抵触しないよう配慮する。
  - ⑤ 本校のホームページから他のサイトへのリンクは、教育的効果を十分配慮し、設定するものとする。有害情報等が含まれると判断されたサイトへのリンクは設定しない。
  - ⑥ 発信する内容や表現方法において、人権に関わる表現に考慮しなければならない。
  - ⑦ 非合法的な情報や公序良俗に反する情報等の掲載をしてはならない。
  - ⑧ 更新する場合には、管理責任者に事前に内容承認を得てから更新するものとする。
5. 「管理責任者」「管理補助者」及び「取扱責任者」は、個人情報の漏洩防止に努めなければならない。

個人情報とは、氏名、住所、電話番号、生年月日、趣味、特技、写真、図版、作品、作文、意見又は主張であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

  - ① 取扱責任者は、児童が不利益を被ること又は犯罪に巻き込まれたりすることを防ぐため、個人情報を適正に管理し、不特定多数の者に個人情報が流出することの

ないよう、その保護に努める。

- ② ホームページ上に、児童及び関係者の個人情報を扱う場合は、児童及び関係者本人の事前承諾を取り、管理責任者が必要と認めた場合に限り、その範囲は必要最小限のものとする。また、不利益を被ることがないように、必要な対策を講じる。

#### 6. その他・禁止事項

上記に定めるもののほかは、別途、管理責任者が定める。

以上